仕　様　書

１　業 務 名　　秋田市新屋ガラス工房樹木等維持管理業務委託

２　履行場所　　秋田市新屋表町５番２号

３　委託期間　　契約締結日の翌日から平成３１年３月３１日まで

４　業務仕様

本仕様書に記載されていない事項については、市担当者との打ち合わせによる。

５　業務の実施

(1)　請負者は、管理業務着手前にその目的を遂行するために必要な手順工程等について書面で市に提出しなければならない。

(2)　請負者は、その工区全体を把握し、利用者の安全確保に努めなければならない。

(3)　請負者は、業務完了後に、業務完了報告書、業務日誌のほか、業務内容がわかる写真(作業前、作業中、および作業後)を市に提出しなければならない。

6 業務内容および目的・方法

(1) 剪　定

ア　選定は、不必要な枝葉を除去し樹木の生理的なバランスと美しい樹形を保つことを目的とする。

イ　高・中木の剪定時期は、樹種によって異なるが一般的に新芽が出揃い樹形が固まった頃を目安とする。

ウ　剪定すべき枝として、枯れ枝や病害虫に侵された枝を切り、ひこばえ、胴吹き、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、立ち枝、懐枝、平行枝などを切除する。

エ　低木の剪定は、花の咲き終わった直後に剪定を行う。

オ　剪定後に、枝葉が樹冠内に残らないように取り去り、周辺をきれいに清掃し、枝葉は指定箇所に運搬処理すること。

(2) 防　除

ア　病気や害虫により樹木が著しく損傷を受けたり、美観が損なわれるのを防ぐ目的とする。

イ　防除の時期は、5月～10月までに2回実施することとするが、害虫の種類および天候状態などにより異なるため害虫の発生を発見又は予想される場合は、早めに対処すること。

ウ　薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等で定める使

用安全基準、使用方法を厳守し、人畜の安全および対象樹木の薬害に十分注意すること。

エ　薬剤の散布は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行い、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施すること。

オ　散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫被害部分を中心にむらなく散布すること。 ケムシ類は、ディプテレックス乳剤・500mℓに対し500ℓの水で希釈混合したものを散布する。

カ　散布に際しては、施設の利用時間上早朝に行うものとし、風上に背を向け後ろ向きに移動しながら、風下に向かって散布する。また、周囲の対象物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。

キ　散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用し作業を行うこと。

(3) 施　肥

ア　施肥は、人工的に養分を供給し樹木を健全に育成させることを目的とする。

イ　施肥の時期は、春の萌芽期に根の活動が盛んになる頃に行う。

ウ　高・中木への施肥は、樹木の幹を中心に葉張り外周線下に縦穴を掘り、所定の固形肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20 ㎝程度とする。

エ　低木・地被・芝への施肥は、植込み地へ所定の粒状肥料をむらなく均一に散布すること。また、原則として降雨直後で葉面が濡れている時は行わないこと。

(4) 冬囲い設置～撤去

ア　冬囲いは、樹木の枝折れや損傷、倒木防止を目的とする。

イ　冬囲いの設置時期は、11 月下旬～12 月中旬の積雪前に行い、雪融け後の 3 月中旬以降に冬囲いの取りはずしを行う。

ウ　低木（ツツジ類）の冬囲いは縄しぼりとし、外側にはった枝をしおりあげ、わら縄で2～3か所程度固定する。

エ　取りはずしにあたっては、しおられた枝を広げるようにし、花芽、枝葉などを傷つけないよう注意して行う。